

医療機器共同利用の料金

※ 2026年02月より画像診断管理加算2の保険請求に関する注意事項を追記しました。

項目	点数	CT一般撮影	MRI一般撮影	当院の算定	依頼元の算定
CT撮影	1,000点	●		当院 → 依頼元（自費で請求）	依頼元 → 保険者および患者へ請求
MRI撮影	1,330点		●	当院 → 依頼元（自費で請求）	依頼元 → 保険者および患者へ請求
電子画像管理加算	120点	●	●	当院 → 依頼元（自費で請求）	依頼元 → 保険者および患者へ請求
コンピューター断層診断	450点	●	●		依頼元 → 保険者および患者へ請求
画像管理加算2（※1）	175点	●	●	当院 → 依頼元（自費で請求）	依頼元 → 保険者および患者へ請求 （※1の場合は依頼元での負担）
当院からの依頼元への請求金額		12,950円	16,250円	当院 → 依頼元（自費で請求）	
依頼元医療機関様の算定		17,450円	20,750円		依頼元 → 保険者および患者へ請求
		（※1: 15,700円）	（※1: 19,000円）		

保険点数×10（消費税込み）をもとにしております。

上記金額は、2024年診療報酬にそった点数、金額となります。

診療報酬改定により、点数が変更となる場合がございます。

共同利用の対象となる検査は薬剤の使用は通常はございませんが、薬剤使用が必要な場合はご相談をさせていただきます。

依頼元医療機関様での算定に際しては、当院より画像データとともに請求明細をお渡ししますので確認して算定ください。

保険請求時の注意事項

依頼元医療機関様にて、当院の施設基準と同じ内容で保険請求ください。

その際に、「画診共同」および「共同利用先：公立小浜温泉病院」との文言を該当算定項目の中に記載ください。

※1 画像診断管理加算2について審査機関および保険者によっては画診共同での算定を認めない場合があります。

その際は、画像診断管理加算2の費用は依頼元医療機関での負担となりますのでご了承ください。

（※1の場合： コンピューター断層診断（450点）－画像診断管理加算2（175点） ＝ 275点が依頼元医療機関での収入となります。）